

外部サービス利用型特定施設
入居者生活介護

重要事項説明書

養護老人ホーム 長生園
外部サービス利用型指定特定施設
入居者生活介護事業所

※ 当事業所は、養護老人ホーム長生園に入所される方で介護保険の要介護認定により、要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5と認定された方については、外部のサービス提供事業者による訪問介護・訪問看護・通所介護のサービスを受けることができます。

目 次

1. 事業者の概要	1
2. 事業所の概要	1
3. 居室等の概要	2
4. 職員の体制	2
5. サービスの内容	3
6. サービス提供の流れ	4
7. 設備等の使用	4
8. 利用料金	6
9. サービス内容に関する相談・苦情	9
10. 事故発生時の対応	10

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 釧路愛育協会
法人所在地	釧路市武佐4丁目28番10号
法人の種類別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 和田 敏幸
電話番号	0154-46-8181

2. 事業所の概要

事業所の種類	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所
事業の目的	養護老人ホーム長生園の入居者が要介護状態等となった場合、当該施設において、その入居者の心身の状況及び環境等を考慮し、その有する能力に応じ、自立した生活ができるよう、特定施設サービス計画等を作成し、当該施設が委託契約する訪問介護、訪問看護、通所介護事業所等を通じて入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話等のサービスを適切に提供することを目的とします。
事業所の名称	長生園外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所
事業所の所在地	〒085-0806 住所 釧路市武佐4丁目28番10号 電話番号 0154-46-8181 FAX 0154-46-8182
管理者氏名	園長 高橋 功成
当事業所の運営方針	当事業所は、要介護状態にある入居者が当園においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営めるように、その入居者の心身の状況、その置かれている環境及び本人又は家族の希望等を考慮した介護サービス計画等を作成し、委託するサービス提供事業者等との連携を密にし、入浴・排せつ・食事等の介護及び日常生活上の世話、療養上の世話等のサービスの適切な提供に努めます。
開設年月日	平成18年10月1日
入所定員	① 指定特定施設入居者生活介護事業所 110名 ② 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所 10名
居室数	1人部屋 120室

3. 居室等の概要

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（1人部屋）	120室	洋室
機能訓練ホール	1	123.42㎡
浴 室 一般浴室	3	
機械浴室	1	ストレッチャー使用・機械浴槽
見守り支援システム	60室に導入	1. 見守り支援システム「パラマウントベッド 眠りSCAN」 2. 見守り支援カメラ「パラマウントベッド 眠りSCANeye」 本人の睡眠状態や心拍数などをモニターすることで、状態が随時把握できるもので、異常があった際にはカメラの映像などで通知される仕組みとなっております。

4. 職員の体制

(1) 職員の配置状況

職 種	配置人数	区 分	職 務 内 容
事業所管理者	1名	常勤兼務	事業所の管理運営及び事業所全体を指揮監督します。
生活相談員	2名	常勤専従兼務	当該入所者の相談・指導・助言及び代行サービス等必要な支援を行います。
計画作成担当者	1名	常勤兼務	介護計画の作成、介護計画の実施状況及び計画の見直し等を行います。
介 護 職 員	12名	常勤専従兼務、非常勤専従	当該入所者の安全確保・見守りその他必要な介護にあたります。
事 務 員	3名	常勤兼務	会計その他事務処理を行います。
苦情処理担当者	1名	常勤兼務	苦情処理の受付担当窓口です。

(2) 主な職員の勤務時間

職 種	勤 務 時 間
1. 相談員	(1) 日 勤 9:00～17:30 (2) 半 休 9:00～13:00 (3) 振 半 13:00～17:00
2. 介護職員	(1) 日 勤 A 9:00～17:30 日 勤 B 10:00～18:30 (2) 早 出 6:30～15:00 (3) 遅 出 15:30～24:00 (4) 夜 勤 0:00～ 8:30 (5) 半 休 A 9:00～13:00 半 休 B 11:00～15:00
3. 看護職員	(1) 日 勤 9:00～17:30

5. サービスの内容

(1) 基本サービス

① 特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

② 利用者の安否確認

事業所の職員により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③ 生活相談等

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、下記サービスにつき事業所が委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

- ※ 指定訪問介護 長生園指定訪問介護事業所 釧路市武佐4丁目28番10号
- ※ 指定訪問看護 創生会 訪問看護ステーション 釧路市春採7丁目9番7号
- ※ 指定地域密着型通所介護 釧路愛育協会 武佐いこい 釧路市武佐2丁目30番15号

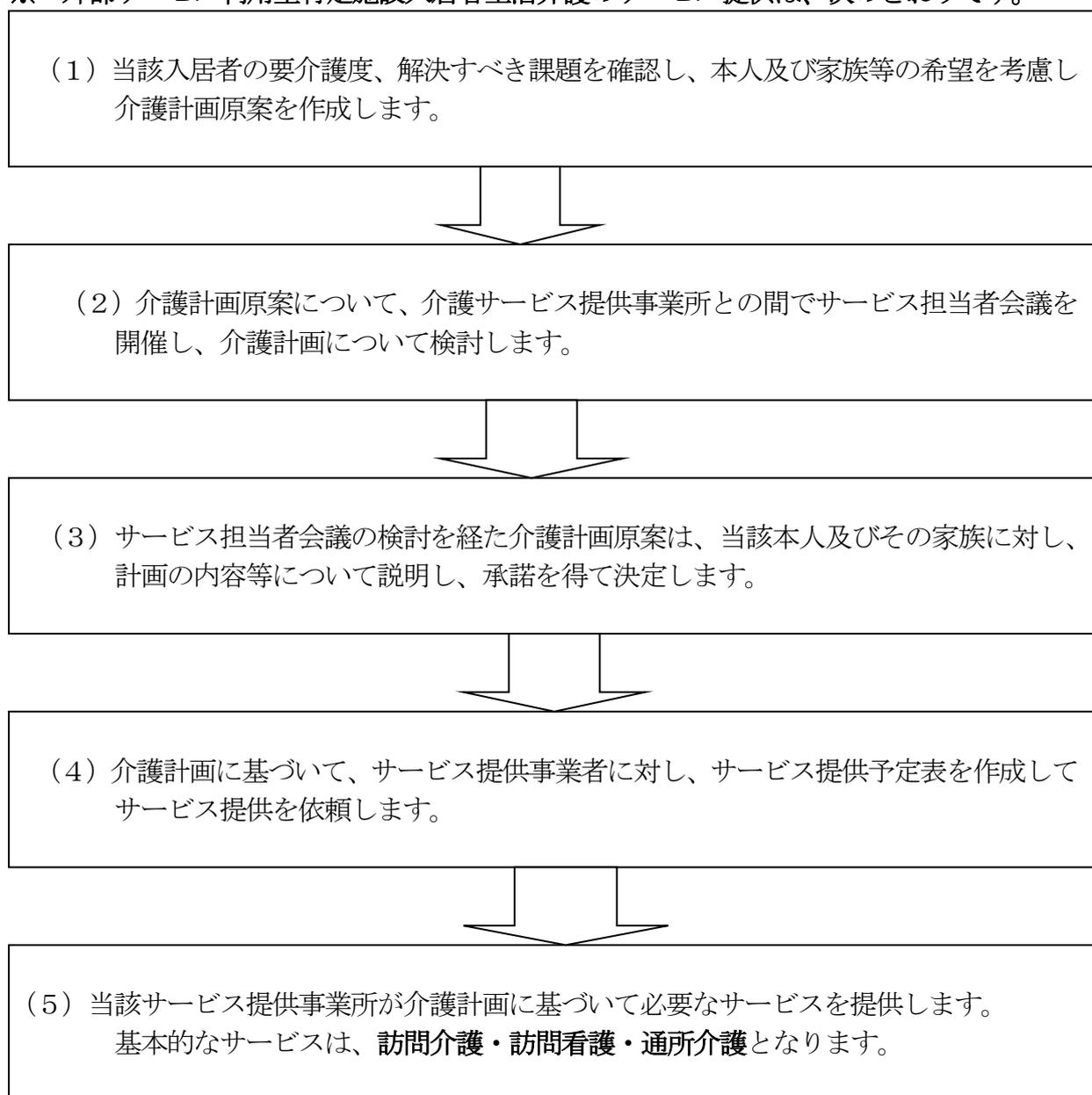
- ※ 指定通所介護 釧路市社会福祉協議会 釧路市旭町12番3号
- ※ 指定介護予防訪問リハビリ 釧路中央病院 釧路市幸町9丁目3番地
- ※ 指定福祉用具貸与 (株)フロンティア釧路営業所 釧路市若竹町14番6号

次の指定居宅サービスは、利用者の希望又は心身の状況等に応じて、事業所がその都度委託する事業者より提供します。

- ※ 指定訪問入浴介護
- ※ 指定通所リハビリテーション
- ※ 地域密着型認知症対応通所介護

6. サービス提供の流れ

※ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護のサービス提供は、次のとおりです。



7. 設備の使用等

※ 次の事項などのほか、入居に関する契約書のとおりですので参照ください。

(1) 居室について

居室は、個室です。入所後、利用者の状況に応じて居室を変更することがあります。

(2) 居室移動に関する事項

※ 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に、利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

- ① 日照、採光などの環境が、より適切なサービスを提供するために必要等合理的な理由がある場合
- ② 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障がある場合
- ③ より適切なサービスを提供するうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障がある場合

※ 事業所は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。

※ 居室の移動を希望する利用者は、担当者にその理由等を申し出てください。居室移動の適否及びその理由等を通知します。

※ 事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、本人の同意を得ます。

(3) 食事に関する事項

※ 食事は、利用者の摂取状況に合わせて調理します。又、医師の指示による食事の提供を行います。

- ① 朝食 7：30～
- ② 昼食 12：00～
- ③ 夕食 17：30～

※ 食事は、原則として特定施設サービス計画に沿って介護職員又は受託居宅サービスにて対応します。

(4) 介護サービスに関する事項

※ 入浴介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。

※ その他日常生活上の更衣、排せつ、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は、特定施設サービス計画に沿って介護職員又は受託居宅サービスにより介護を行います。

(5) 機能訓練に関する事項

※ 日常生活動作の維持又は向上を目的とした訓練は、日頃の生活の中で実施します。必要に応じ、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。

(6) 健康管理に関する事項

※ 利用開始後の健康状態の把握及び健康状態の維持に努めます。又、月2～3回、診療室にて嘱託医による診察等が受けられます。

※ その他、緊急に医師の診察が必要な場合は、協力病院への受診とします。

(7) その他のサービス

※ 次の事項などのほか、入居に関する契約書のとおりですので参照ください。

① 理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、実費負担にて利用できます。希望する方は申し出てください。なお、料金は、直接、理美容業者へお支払いいただきます。

② レクリエーション

年間を通して、室内レクリエーションその他各種行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。

8. 利用料金

(1) 保険が適用される基本料金(報酬告示関係 1単位：10円)

※ 各サービス利用料のうち9割については、事業者が代理受領いたしますので、利用者が負担する額は各サービス利用料のうち1割または2割になります。

① サービス利用料

ア 「基本サービス費」

一日あたりの料金	84単位：840円		
一日あたりの利用者負担	1割負担	84円	2割負担 168円

イ 「障害者等支援加算」

一日あたりの料金	20単位：200円		
一日あたりの利用者負担	1割負担	20円	2割負担 40円

ウ 「サービス提供体制加算Ⅰ」

一日あたりの料金 22単位：220円
 一日あたりの利用者負担 1割負担 22円 2割負担 44円

エ 「生産性向上推進体制加算Ⅱ」

一月あたりの料金 10単位：100円
 一月あたりの利用者負担 1割負担 10円 2割負担 20円

オ 「介護職員等处遇改善加算Ⅰ」

サービス利用及び受託居宅サービス利用に係る算定単位数の
 1000分の128に相当する単位数

カ 「生産性向上推進体制加算Ⅰ」

一月あたりの料金 100単位：1,000円
 一月あたりの利用者負担 1割負担 100円 2割負担 200円

※令和7年4月より生産性向上推進体制加算Ⅱを上記へ移行予定

② 受託居宅サービス利用料

※ 利用者が負担する額は、事業所に直接お支払いください。

ア 「指定訪問介護」

※ 身体介護が中心である場合（1サービスあたり）

区 分	料 金	利用者負担額	
		1割負担	2割負担
15分未満	94単位：940円	94円	188円
30分未満	189単位：1,890円	189円	378円
45分未満	256単位：2,560円	256円	512円
1時間未満	341単位：3,410円	341円	682円
1時間15分未満	426単位：4,260円	426円	852円
1時間30分未満	511単位：5,110円	511円	1,022円

※ 1時間30分以上については、548に所要時間から計算して所要時間15分増すごとに36位を加算した単位です。料金は、その単位数に10円を乗じた額、利用者自己負担額は、料金の1割または2割の額です。

※ 生活援助が中心である場合（1サービスあたり）

区 分	料 金	利用者負担額	
		1割負担	2割負担
15分未満	48単位：480円	48円	96円
30分未満	94単位：940円	94円	188円
45分未満	142単位：1,420円	142円	284円
1時間未満	190単位：1,900円	190円	380円
1時間15分未満	214単位：2,140円	214円	428円
1時間30分未満	256単位：2,560円	256円	512円
通院等乗降介助（1回）	85単位：850円	85円	170円

イ 「指定通所介護」(地域密着型：6時間以上7時間未満)

区 分	料 金	利用者負担額	
		1割負担	2割負担
要介護 1	610単位：6,100円	610円	1,220円
要介護 2	721単位：7,210円	721円	1,442円
要介護 3	833単位：8,330円	833円	1,666円
要介護 4	944単位：9,440円	944円	1,888円
要介護 5	1,055単位：10,550円	1,055円	2,110円

ウ 「指定訪問看護」(指定訪問看護ステーションの場合)

区 分	料 金	利用者負担額	
		1割負担	2割負担
20分未満	313単位：3,130円	282円	564円
30分未満	470単位：4,700円	423円	846円
30分以上1時間未満	821単位：8,210円	739円	1,478円
1時間以上1時間30分未満	1,125単位：11,250円	1,013円	2,026円

エ 「指定訪問入浴介護」

区 分	料 金	利用者負担額	
		1割負担	2割負担
1回	1,266単位：12,600円	1,139円	2,278円

オ 「指定訪問リハビリテーション」(病院又は診療所)

区 分	料 金	利用者負担額	
		1割負担	2割負担
1回	277単位：2,770円	277円	554円

カ 「指定通所リハビリテーション」

(通常規模型：介護老人保健施設：6時間以上7時間未満)

区 分	料 金	利用者負担額	
		1割負担	2割負担
要介護 1	710単位：7,100円	710円	1,420円
要介護 2	844単位：8,440円	844円	1,688円
要介護 3	974単位：9,740円	974円	1,948円
要介護 4	1,129単位：11,290円	1,129円	2,258円
要介護 5	1,281単位：12,810円	1,281円	2,562円

キ 「指定福祉用具貸与」

現に福祉用具貸与に要した単位で、料金はその単位に10円を乗じた額、利用者負担額は、料金の1割または2割です。

ク 「地域密着型認知症対応型通所介護」(併設型：6時間以上7時間未満)

区 分	料 金	利用者負担額	
		1割負担	2割負担
要介護 1	790単位：7,900円	790円	1,580円
要介護 2	876単位：8,760円	876円	1,752円
要介護 3	960単位：9,600円	960円	1,920円
要介護 4	1,042単位：10,420円	1,042円	2,084円
要介護 5	1,127単位：11,270円	1,127円	2,254円

(2) その他自己負担となる料金(保険外の費用で、全額負担となる費用)

※ 特定施設入居者生活介護に係る利用料

① 特別な介護費用

※ おむつ代 実 費

② 生活支援費

ア 代行事務手数料

ア 預金・小口現金の管理及び預金通帳、印鑑その他貴重品の管理

イ 年金等収入の管理

ウ 諸費用の支払い等出納事務

エ 物品の買い物代行

1カ月当たり・・・1,200円

③ 通所介護に係る昼食代等

ア 昼食代・・・1食170円

イ おやつ代・・・1食 50円

ウ 創作活動材料費・・・月200円

エ 余暇・レクリエーション費用・・・実 費

④ その他

ア 理美容代・・・実 費(業者に直接お支払ください)

イ 複写物・・・複写1枚につき 10円

⑤ 支払方法

利用者は、当月請求額を毎翌月 24 日までに次の方法でお支払ください。
金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。

ア	下記指定口座への振込み 釧路信用金庫 春 採 支 店 口座名	
イ	金融機関口座からの自動引き落とし 利用できる金融機関 釧路信用金庫	

9. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 利用者相談・苦情窓口

担 当 相談室 (相談員)

(2) その他

事業者以外に、苦情解決第三者委員、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

※ 苦情解決第三者委員







10. 事故発生時の対応

(1) 事故発生時の対応について

介護サービスの提供を行っている時に、利用者に事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、及び家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 記録について

事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録します。

(3) 再発防止策について

事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

(4) 損害賠償について

介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

令和 年 月 日

当事業所の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書及び契約書別紙並びに本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 釧路市武佐4丁目28番10号
事業名 長生園外部サービス利用型指定特定施設
入居者生活介護事業所
代表者 理事長 和田 敏 幸 印
説明者 _____ 印

利用者並びに保証人は、契約書及び契約書別紙並びに本書面により、事業者から外部サービス利用型特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

保証人・後見人 住 所 _____
氏 名 _____ 印